

八尾市都市基盤施設維持管理基本方針（行動計画） に基づく維持管理の取り組み状況（R3.3末時点）

目 標

厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化の進展など社会環境の変化によって、これまでの制度や体制では、安全性を確保し続けることが困難な施設も想定されるなか、都市基盤施設の老朽化による重大な事故の発生リスクや、大規模な修繕・更新が一時的に集中する等の課題に対応するため、限られた財源と人材のなか、メンテナンスサイクルを持続的に回す効率的・効果的な仕組みづくりの構築に向けた取り組みを進めていく。

日常的な維持管理

- 道路点検パトロール（昼間・夜間） ○昇降機点検
- ポンプ施設点検（道路） ○橋梁点検
- 河川パトロール ○ポンプ施設点検 ○ゲート類点検
- 下水道パトロール ○下水処理水供給施設点検
- 公園施設点検 ○先行取得用地パトロール



個別施設計画に基づく維持管理の推進

- 八尾市橋梁長寿命化修繕計画（R1）
- 八尾市横断歩道橋長寿命化修繕計画（R1）
- 八尾市公共下水道ストックマネジメント計画（実施方針）（H29）
- 八尾市公園施設長寿命化計画（H24）



都市基盤施設のマネジメント体制の確立

- 八尾市と近畿大学との連携協定の締結（H28.3.18）
- 八尾市内の管理橋梁を対象とした現地視察、技術検討会議（H28）
- 八尾市管理対象橋梁の維持管理に関する研修会（H28～）
- 八尾市都市基盤施設維持管理推進会議（H29～）



八尾市都市基盤施設維持管理基本方針（行動計画） に基づく維持管理の取り組み状況（R3.3末時点）

取組み内容

今後、急速に老朽化するインフラ対策として、本市が管理する都市基盤施設毎の性質や課題に応じて、適切な維持管理手法を選択するための基本的な考え方を示すものとして「八尾市都市基盤施設維持管理基本方針（H29.3）」を作成している。

また、本方針を具体化させるにあたり、目標や内容、スケジュールなど行動内容を示すものとして、別途、「八尾市都市基盤施設維持管理（行動計画）」を作成し、P D C Aサイクルによる具体的かつ計画的な取り組みを進めている。

基本方針

1. 日常的な維持管理の着実な実施

限られた財源と人材のなか、施設の損傷状態を日常的に観察し、事故に繋がる重大な損傷の早期発見、迅速な初期対応により、市民、利用者の継続的な安全・安心を確保するための日常的な維持管理を着実に実施する。

2. 個別施設計画に基づく維持管理の推進

施設毎の性質や規模が異なる都市基盤施設の特性に応じて、効率性や経済性、社会的影響等の視点から、長寿命化のための補修・修繕や施設の更新を的確に実施していくための適切な維持管理方法を選択した個別施設計画に基づく計画的な維持管理を推進する。

3. 都市基盤施設のマネジメント体制の確立

継続的な維持管理の取り組みを進めていくにあたり、限られた資源（予算・人材・技術）を最大限に活用するため、庁内はもとより、関係機関（国・府）や大学機関、市民・企業との協力体制を築き、P D C Aサイクルによるマネジメント体制を確立する。

また、日常的なパトロールや要望・通報、点検・診断の結果や修繕履歴など、確実にデータ蓄積を行うための更新ルール、実施体制を構築する。

過去経緯

- H24 長寿命化修繕計画（橋梁、公園、下水道）策定
- H25 国のインフラ長寿命化基本計画（H25.11）策定
 - ↓ ※国の計画に基づく取り組み開始
- H27 八尾市と近畿大学との連携協定の締結（H28.3.18）
市職員による橋梁の日常点検を開始
- H28 新たな点検基準に基づく橋梁の定期点検を開始
八尾市管理対象橋梁の維持管理に関する研修会の開始
- H29 八尾市都市基盤施設維持管理基本方針（行動計画）策定
八尾市都市基盤施設維持管理推進会議を発足（H29.6.30）
 - ↓ ※基本方針に基づく取り組みを開始
- H30 八尾市橋梁定期点検マニュアル（素案）作成
- R1 大阪府都市基盤施設維持管理データベースシステムの活用開始
（※大阪府内の市町村では、iPad導入第1号）

行動計画

○八尾市都市基盤施設維持管理基本方針

○八尾市都市基盤施設維持管理（行動計画）

- I 都市整備部（全体）の取り組み
- II 施設毎の各管理者の取り組み
 - 1. 道路施設
 - 2. 河川施設
 - 3. 下水道施設
 - 4. 公園施設
 - 5. その他施設
- III 点検体制



<目標（行動計画）>
個別施設計画の策定etc

八尾市都市基盤施設維持管理基本方針（行動計画） に基づく維持管理の取り組み状況（R3.3末時点）

I. 都市整備部（全体）の取り組み

1. 八尾市と近畿大学理工学部との官学連携

- ⇒ 八尾市都市基盤施設維持管理基本方針の策定 H29
- ⇒ 八尾市都市基盤施設維持管理推進会議の開催（第1回）※H29年度より実施（※R2年度で4年目）

関係機関（国・府）、大学機関と連携した取り組みを実施。



2. 小規模橋梁の点検・診断・修繕レベルの検討 【市独自ルール構築】

- ⇒ 八尾市橋梁定期点検マニュアル（素案）を用いた日常点検の実施 R1～

橋梁定期点検マニュアル（素案）を用いた職員による橋梁点検を実践。

3. 点検・診断を実施する上での実施体制の検討 【研修制度構築】

- ⇒ 市職員向け研修会の実施 ※H28年度より実施。（※R2年度で5年目）
- 【点検体制構築】
- ⇒ 市職員による橋梁の日常点検の実施 ※H27年度より実施。（※R2年度で6年目）

毎年、研修テーマを変え、職員の技術力、道路保全意識の向上を図っています。



4. 地域拠点との連携（出張所）

- ⇒ 広報紙（News都市整備）を用いた、都市基盤施設の維持管理の必要性をPR
- ⇒ 庁内広報コーナー、市HPへの掲示。地域へのチラシの配布 ※H30年度より実施（※R2年度で3年目）



5. 管理運営手法の見直し

- ⇒ 橋梁、道路附属物の点検について、大阪府都市整備推進センターへの一括発注に関する協定締結 R1
- ⇒ 公園アドプトの登録団体等へ活動に関するアンケート調査を実施 R1

6. データ蓄積・管理（DB構築）

- ⇒ 大阪府都市基盤施設維持管理データベースシステムへのデータ入力 R1～（橋梁、横断歩道橋）

大阪府都市基盤施設維持管理データベースシステムに参画。R1～



7. 新たな財源の確保

- ⇒ 広告付き駅周辺案内地図を設置 H30 ※近鉄八尾駅 他 広告料（100万円/年）
- ⇒ 法定外公共物の売却（沿道地権者への販売促進）R1（3,800万円）R2（1,900万円）

大阪府内の市町村では、iPad導入第1号!

8. 公共ストックの適正管理（撤去・廃棄）

- ⇒ 法定外公共物の適正化・減量化の実施 ※上記（I-7）と同じ

法定外公共物の適正化（減量化）により、新たな財源確保。



官学連携した資源（予算、人材、技術）の活用を図るなど、維持管理・更新を効率的・効果的に進めるための仕組みづくりの構築に取り組んでいます。

八尾市都市基盤施設維持管理基本方針（行動計画） に基づく維持管理の取り組み状況（R3.3末時点）

Ⅱ．施設毎の各管理者の取り組み

【1.道路施設】

1. 日常点検（パトロール）
2. 日常的な要望・通報受付
3. 日常的な補修・清掃等
4. 昇降機の計画的な維持管理
5. 舗装の計画的な維持管理
6. 交通安全施設の計画的な維持管理
7. 街路樹の計画的な維持管理
8. ポンプ施設の計画的な維持管理
9. 橋梁の計画的な維持管理
10. 横断歩道橋等の計画的な維持管理
11. クリーンアップロード（清掃活動）
12. Y A O アドプト環境美化活動

- ⇒ 別紙参照（Ⅲ.点検体制）
- ⇒ 道路1,995件、河川1,253件、公園2,053件 計5,301件 R2
- ⇒ 要望・通報（パトロール）に基づく補修・清掃を実施
- ⇒ 定期点検 R2【済】
- ⇒ 路面性状調査 H30【済】 個別施設計画 R2【済】
- ⇒ 定期点検（標識）R2【済】
- ⇒ 駅周辺や主要道路の高木の定期的な剪定
- ⇒ 定期点検 R2 【済】 不具合箇所の補修 R1 【済】
- ⇒ 定期点検 H28,H29【済】 長寿命化修繕計画（個別施設計画）策定 R1【済】
- ⇒ 定期点検 H30【済】
- ⇒ クリーンアップロード（清掃活動）実施
- ⇒ アドプト環境美化活動の実施（16市民団体）

個別施設計画（舗装）
を策定。R1



八尾市橋梁長寿命化修繕計画、八尾市横断
歩道橋長寿命化修繕計画を策定。R1

【2.河川施設】

1. 日常点検（パトロール）
2. 日常的な要望・通報受付
3. 日常的な補修・清掃等
4. 河川（護岸）の計画的な維持管理
5. ポンプ施設の計画的な維持管理
6. 貯留施設の計画的な維持管理
7. Y A O アドプト環境美化活動

- ⇒ 別紙参照（Ⅲ.点検体制）
- ⇒ 上記（Ⅱ-1-2）と同じ
- ⇒ 上記（Ⅱ-1-3）と同じ
- ⇒ 山手河川の改修方針に合わせた老朽化対策【検討中】
- ⇒ 定期点検 R2【済】
- ⇒ 定期点検 R2【済】
- ⇒ アドプト環境美化活動の実施（10市民団体）



市民の生命・財産を守る治水対策とセ
ットで検討中

【3.下水道施設】

1. 日常点検（パトロール）
2. 日常的な要望・通報受付
3. 管路施設の計画的な維持管理
4. 貯留施設の計画的な維持管理
5. 啓発施設（見える下水道公園）の計画的な維持管理
6. 下水処理水供給施設の維持管理

- ⇒ 別紙参照（Ⅲ.点検体制）
- ⇒ 要望・通報（パトロール）に基づく補修・清掃を実施
- ⇒ 点検27.3m 調査4.0km R2【済】 公共下水道ストックマネジメント計画（実施方針）H29【済】
- ⇒ 定期点検 R2【済】 個別施設計画の策定【済】
- ⇒ 上記（Ⅱ-3-4）と同じ
- ⇒ 上記（Ⅱ-3-4）と同じ

八尾市公共下水道ストックマネジメント計画
（実施方針）を策定。H29



八尾市都市基盤施設維持管理基本方針（行動計画） に基づく維持管理の取り組み状況（R3.3末時点）

Ⅱ．施設毎の各管理者の取り組み

【4.公園施設】

1. 日常点検（パトロール）
2. 日常的な要望・通報受付
3. 日常的な補修・清掃等
4. 公園施設の計画的な維持管理
5. ハイキング道の計画的な維持管理
6. Y A O アドプトパーク活動

- ⇒ 別紙参照（Ⅲ.点検体制）
- ⇒ 上記（Ⅱ-1-2）と同じ
- ⇒ 上記（Ⅱ-1-3）と同じ
- ⇒ 公園施設長寿命化計画の策定 H24【済】
- ⇒ 要望・通報（パトロール）に基づく補修・清掃を実施
- ⇒ アドプト環境美化活動の実施（250公園）



八尾市公園施設長寿命化計画を策定。
H24

【5.その他施設】

1. 自転車駐車場の計画的な維持管理
2. まちなみセンターの計画的な維持管理
3. 先行取得用地の適正な維持管理
4. 里道・水路の適正な維持管理
5. 所有者（管理者）が不明な橋梁の適正管理
6. 水防倉庫の計画的な維持管理
7. 旧水防ため池の計画的な維持管理
8. 個人橋梁（私管理）の適正管理
9. 自由通路の適正管理

- ⇒ 指定管理者による施設管理を実施
- ⇒ //
- ⇒ 先行取得用地のパトロールの実施
- ⇒ 法定外公共物の適正化・減量化の実施【済】 ※上記（Ⅱ-8）と同じ
 - ⇒ 山手河川、大正川に架かる橋の総数の把握 R1
 - ⇒ 水防倉庫の撤去（1カ所）【検討中】
- ⇒ 旧水防ため池（34池）の点検 ※毎年6月
 - ⇒ 耐震診断（23/34池）67.6% R3.3末
- ⇒ 上記（Ⅱ-5-5）と同じ
- ⇒ 自由通路（JR八尾駅、JR久宝寺駅）の適正管理【検討中】



建築施設については、指定管理者による施設管理を实践。

大阪府が策定した「ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、水防ため池の耐震診断を計画的に進めています。H24～R1

施設毎の性質や規模が異なる都市基盤施設の特性に応じて、長寿命化や維持管理・更新費用の平準化、ライフサイクルコストの縮減を図るため、計画的な補修・更新等を実施するための個別施設計画を策定するなど、効率的・効果的な維持管理に取り組んでいます。

八尾市都市基盤施設維持管理基本方針（行動計画） に基づく維持管理の取り組み状況（R3.3末時点）

Ⅲ．点検体制

【1.道路施設】

1. 昼間パトロール（道路舗装、交通安全施設、街路樹、排水施設）
2. 夜間パトロール（交通安全施設（照明、標識、区画線、視線誘導標））
3. 昇降機点検（エレベーター、エスカレーター）
4. ポンプ施設点検（排水施設、ポンプ施設）
5. 橋梁パトロール（橋梁、横断歩道橋、自由通路）



- ⇒ 週1回、市内19ブロック約半年で実施
- ⇒ 月1回、市内4ブロック4ヵ月で実施
- ⇒ エレベーター月1回、エスカレーター月2回実施
- ⇒ 年1回、民間委託により定期点検を実施
- ⇒ 週1回、市内42ブロック3ヵ月で実施

市職員による橋梁の日常点検を実施。
（令和2年度で6年目）

【2.河川施設】

1. 河川パトロール（河川、用排水路）
2. ポンプ貯留施設点検（ポンプ施設、貯留施設）
3. ゲート類点検（貯留施設、啓発施設、下水処理水）



- ⇒ 年2回、職員によるパトロールを実施
- ⇒ 年1回、民間委託による定期点検を実施
- ⇒ 週1回、職員によるパトロールを50回実施

浸水被害から、市民の生命・財産を守るため、
河川管理施設の日頃の点検は欠かせません。

【3.下水道施設】

1. 下水道パトロール（管路施設、管渠、マンホール、汚水枳、雨水枳）
2. ポンプ貯留・下水処理水施設点検（貯留施設、啓発施設、下水処理水）



- ⇒ 2週に1回、市内19ブロック1年で実施
- ⇒ 定期点検12回＋緊急時点検4回実施

定期点検とともに、大雨等の緊急時
点検を実施。

【4.公園施設】

1. 公園施設点検（都市公園、児童遊園等）



- ⇒ 年1回、360公園で実施（6～7月）

公園施設は、多様な世代の利用があり、
美観や安全性には特に注意が必要です。

【5.その他施設】

1. 先行取得用地パトロール（都市計画道路（先行取得用地））



- ⇒ 月1回、職員によるパトロールを実施

【6.異常時】

1. 地震災害パトロール（緊急交通路、避難路、橋梁、昇降機、エスカレーター、河川、ため池、下水道、公園etc ※令和2年度は、活動実績は無し
2. 風水害パトロール（河川、ため池、下水道、ポンプ、貯留施設、河川ゲート、スクリーン） ⇒ 計2回、風水害活動を実施（7～8月）

各施設毎に実施可能なパトロール体制を構築
することにより、事故に繋がる重大な損傷の早期
発見に努め、迅速な初期対応に繋がっています。



H30.7豪雨では、山手地区を中心に広範囲に
浸水被害が発生しました。災害復旧に合わせ、
浸水対策（ため池貯留）を実施しています。